

令和7年度大津市従業員の育児休業・育児休暇の取得推進等に熱心な企業表彰応募用紙

提出日 令和7年 月 日

事業所名			業種	
所在地	〒 -			
社員数	人	〔正規社員 〔非正規社員	人（男性 人（男性	人／女性 人／女性 人〕 人〕
ご担当者名	(所属・役職		電話	-)
会社PR (取組制度 について)				

- (1) 育児休業・育児休暇の取得推進等のために制度を整備されている内容を記入し、該当項目にチェック（し）をつけてください。
- ① 育児休暇制度 ☐有（ 日） ☐無
育児休業制度 ☐有【 歳 月まで】 ☐無
- ② 介護休暇制度 ☐有（ 日） ☐無
介護休業制度
・付与日数（対象家族1人につき） ☐93日まで ☐94日以上（ 日）
・回数（対象家族1人につき） ☐3回まで ☐4回以上（ 回）
- ③ 子の看護等休暇制度
・対象年齢 ☐小学校3年生修了まで ☐小学校4年生以上【 歳まで】
・付与日数（1人の場合） ☐5日まで ☐6日以上（ 日）
・付与日数（2人以上の場合） ☐10日まで ☐11日以上（ 日）
- ④ その他設けられている休暇・休業などの制度
☐男性育児休暇 ☐リフレッシュ休暇 ☐ボランティア休暇 ☐メモリアル休暇
☐夏季休暇 ☐教育訓練休暇 ☐学校等行事休暇 ☐出産に伴う夫の休暇 ☐慶弔休暇
☐その他〔 〕
- ⑤ 育児等で労働時間の調整が可能な制度の構築について
・時間外労働をさせない制度 ☐有【 歳まで】 ☐無
・短時間勤務制度 ☐有【 歳まで】 ☐無
・始業終業時刻の繰上げ・繰下げ ☐有【 歳まで】 ☐無
・フレックスタイム制の導入 ☐有【 歳まで】 ☐無
・保育施設の設置運営等の便宜供与 ☐有【 歳まで】 ☐無
☐その他〔 〕
- ⑥ その他従業員が仕事と育児等の生活を両立することを容易にするための職場環境づくりに資する取組
〔 〕

(2) 従業員の仕事と家庭の両立を支援する職場環境の整備に向けた取組内容について、該当する項目にチェック(し)をつけ必要事項を記入してください。

☐ 研修の実施(制度を利用しやすい環境づくりのための管理者研修など)

・内 容

()

・対 象 者 ()

☐ 社内周知(関連制度等に関する情報提供など)

・周知、方法 ()

・回数、配布先等 ()

☐ 職場復帰のための各種支援

☐ 育児・介護休業中の情報提供 ()

☐ 復帰前の研修 ()

☐ その他 ()

☐ テレワークの実施

☐ 在宅勤務 ☐ モバイルワーク ☐ 施設利用型勤務 ☐ その他 ()

(3) 上記以外に御社独自の制度があれば、具体的な取組内容をご記入ください。

()

* ご応募いただき、ありがとうございました。具体的な取組状況や表彰対象の確認等のため、市の担当者が御社に問い合わせや書類の提出をお願いすることがあります。

担当：大津市産業観光部商工労働政策課 工業・労政グループ

電話：077-528-2755 / FAX：077-523-4053 / E-mail：otsu1601@city.otsu.lg.jp

育児休業制度

労働者がその子を養育するために休業する制度をいいます。育児・介護休業法では、休業の期間は原則として1歳(一定の場合において1歳2か月。保育所等に入所できない等の理由がある場合1歳6か月、それでも保育所等に入所できない等の理由がある場合2歳。)に達する日までの連続した期間。

介護休業制度

労働者が要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護するために休業する制度をいいます。育児・介護休業法では、休業の期間は対象家族1人につき、通算93日まで。回数は対象家族1人につき、3回まで。

子の看護等休暇制度

労働者が病気・けが等をした子の世話をするための休暇制度をいいます。育児・介護休業法では、小学校3年生修了までの子を養育する労働者は、1年に5日まで、子が2人以上の場合は年10日を限度として取得できると規定されています。